昭11.24
国 昭11.10
第ナ72号

備考	合計	沖縄	鹿児島	宮崎	熊本	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	兵庫	大阪	京都	滋賀	岐阜	愛知	静岡	山梨	神奈川	東京	千葉	茨城	福島	山形	秋田	岩手	宮城	青森
一、本表ニ掲グタル労働団体中其ノ規約又ハ行動ヨリ見テ支部ハ単独ニ又ハ他団体ト共ニ組織スル団体ニシテ中央ニ本部ヲ有スルモノ相当アルモ茲ニハ各庁府県ノ通報ニ依リ其ノ計上セラレタルモノヲ掲ゲタリ	四七八	一				一					二	一		一	二	一				一		一	一	一	一	一	一	一	一	一
	二〇四						一																							
	一七八																													
	一四〇																													
	一四																													
	一三																													
	一二																													
	九五																													
	七七																													
	七四																													
	六七																													
	五三																													
	四九																													
	四八																													
	四五																													
	四二																													
	四〇																													
	三九																													
	三四																													
	三二																													
	三〇																													
	二九																													
	二八																													
	二七																													
	二六																													
	二五																													
	二四																													
	二二																													
	二一																													
	二〇																													
	一九																													
	一八																													
	一七																													
	一六																													
	一五																													
	一四																													
	一三																													
	一二																													
	一一																													
	一〇																													
	九																													
	八																													
	七																													
	六																													
	五																													
	四																													

勅令

準労働委員會ニ関スル

左表ハ昭和十年中ニ於ケル

一、労資相互ノ意思疎通ニ依リ決定セラレ

又ハ産業ノ発達ニ資スルニ

委員ヲ被傭労働者ヲ

六、特殊ノ事項ニ限リ労資相互ノ

ルモノ

三、共済、親睦、修養等ヲ目的トスル労働団体ハ